

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日

(令和2年6月29日改訂)

施設名：南アルプス市甲西農村環境改善センター

1. 「3密」(※)の回避

※これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声が行われる（密接）」という3つの条件

1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

利用者に対して、30分に1回以上、5分間以上、2方向の窓・ドアを全開し、定期的に換気を行うことを周知する。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

(1) 各部屋の利用人数を、下記表に定める人数までに制限する。

	室名		面積	最大利用人数	机を利用した場合の人数
1	和室（大会議室）	1階	60 m ²	20人	16人
2	和室（小会議室）	1階	30 m ²	10人	8人
3	多目的ホール	1階	450 m ²	150人	31人
4	視聴覚室	2階	70 m ²	23人	11人
5	会議室（1階）	1階	60 m ²	20人	11人
6	会議室（2階）	2階	60 m ²	20人	10人
7	農事研修室	2階	42 m ²	14人	7人
8	生活研修室	2階	48 m ²	16人	11人

*最大利用人数は各部屋の面積を一人あたりの最低専有面積3m²で除した人数

*机を利用した場合の人数は、各部屋にある机、1脚に対して1人掛けとした人数

(2) 不特定多数及び不規則入場が見込まれるイベントについては、主催者の責任において、上記の利用制限人数をもとに入場制限を行い、本ガイドラインを遵守し、適切な感染予防対策（イベント参加者へのガイドライン遵守の周知、動線の工夫、会場内に消毒液の用意、イベント前後における密集の回避等）を実施する。

(3) 施設の利用は午前9時から午後9時までの間で、2時間以内の利用時間とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。

3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

(1) 利用時において、机を利用する場合は、机1脚に1人掛けとすることを徹底し、机

- を使用しない場合は、一人あたりの専有面積を最低3㎡とする。
- (2) 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離を確保する。
 - (3) 近距離での人と人との接触を伴う活動、大声を発する活動等は利用を制限する。
 - (4) 受付は代表者1名により行うこととし、次の利用者まで2mの間隔をあけるため、床にマーキングを行う。
 - (5) 受付は、カウンターガラス越しで行い、ガラスを若干開き、直接対面する部分を遮断する。また現金受渡用のコイントレーを使用する。

2. 体調確認の徹底

1 体調のチェック

- (1) 管理人は、出勤前及び業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても、風邪症状、嘔吐・下痢等症状がある場合には出勤及び業務を行わないこと。
- (2) 利用者に対して、入館前の検温、利用前2週間の体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館しないよう周知する。
- (3) 利用者は、利用前に体調確認を行うとともに、利用者名簿を作成する。

3. 飛沫、接触感染防止対策

1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 管理人はマスクを必ず着用し、利用者に対してもマスク着用での利用を徹底する。
- (2) こまめに石けんでの手洗い・手指の消毒を実施する。（入口に消毒液を設置）

2 清掃・消毒の実施

- (1) 利用者は、利用した部屋および不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）を利用後に清拭消毒、清掃する。（消毒液等は、鍵と一緒に貸し出す）
- (2) 管理人は、利用者が利用した部屋および不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）を定期的に清拭消毒する。清掃する際はマスク、手袋を着用し、ゴミはビニール袋に密閉して捨て、清掃後は石けんで手を洗う。
- (3) 利用者が出したゴミは利用者が持ち帰る。

3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) 洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。

4 休憩スペースのリスク軽減

- (1) ロビーの休憩スペースは、利用を禁止する。

4. 利用制限

- 1 利用できる者を次のように制限する。
 - (1) 市内在住の者（個人）
 - (2) 市内に所在地を置く団体（市内の団体）
 - (3) 上記に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めた個人、団体。

5. ガイドライン遵守の確認

- 1 管理人及び利用者はガイドラインを遵守することとし、それぞれのチェックリスト（施設管理用・利用者用）によって確認を行う。
利用者は利用後に、チェックリスト（利用者用）を甲西農村環境改善センターへ提出する。甲西農村環境改善センターの管理人は、チェックリスト（施設管理用）と提出のあったチェックリスト（利用者用）を生涯学習課へ提出する。
- 2 利用者は、利用申請時に本ガイドラインを遵守する旨の誓約書を提出する。

6. 個人情報の取り扱い

- 1 利用者は、利用者名簿を作成し利用日から2週間保管し、利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、教育委員会へ提出する。
- 2 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、感染経路の情報提供として、利用者名簿を保健所に提出する。

7. ガイドラインの改訂

- 1 国、県、市が定める基準や感染拡大状況などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを改訂する。

誓約書

令和 年 月 日

南アルプス市 様

- 私たちは当該施設のガイドラインを遵守し、施設を利用します。
- 利用の際は、チェックリスト（利用者用）を提出します。
また、利用者名簿を作成し、利用日から2週間保管します。
- 利用後は、利用した部屋等の清拭消毒を行います。
- 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに教育委員会へ報告し、利用者名簿を提出するとともに、保健所へ利用者名簿を提出することを承諾します。

団体名 : _____

住 所 : _____

代表者名 : _____

利用者名簿（甲西農村環境改善センター）

令和 年 月 日

団体名： _____

使用場所 1階： 和室(大) ・ 和室(小) ・ 多目的ホール ・ 会議室

2階： 視聴覚室 ・ 会議室 ・ 農事研修室 ・ 生活研修室

※何れかに○をつけてください。

No.	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

* 利用者の中から感染者が確認された場合、連絡がとれるように、この名簿を作成し、利用日から2週間保管してください。後日、提出していただく場合があります。団体において利用者がわかる名簿等がある場合は、別様式でも構いません。

甲西農村環境改善センター チェックリスト(利用者用)

新型コロナウイルス感染拡大予防様式

使用団体名			
代表者氏名		TEL	
使用日時	令和	年	月 日
	午前・午後	時	分から
	午前・午後	時	分まで
使用場所 (○を記入)	1階:和室(大)・和室(小)・多目的ホール・会議室		使用人数 人
	2階:視聴覚室・会議室・農事研修室・生活研修室		

チェック

1	本日の利用者に、利用2週間前から発熱・咳・咽頭痛・だるさ・息苦しさ・嘔吐・下痢などの症状がある者はいなかった。	<input type="checkbox"/>
2	定期的に換気(30分に1回以上、5分以上、2方向の窓・ドアを全開)を行った。	<input type="checkbox"/>
3	利用時間は2時間以内であった。	<input type="checkbox"/>
4	机を使用する場合は、机1脚に1人掛けで使用した。 机を使用しない場合は、1人当たりの専用面積を最低3㎡空けて使用した。	<input type="checkbox"/>
5	近距離での会話や発声は避け、最低1mの対人距離を確保した。	<input type="checkbox"/>
6	本日利用した者の利用者名簿を作成した。	<input type="checkbox"/>
7	マスクを着用して利用した。	<input type="checkbox"/>
8	こまめに石鹸での手洗い・手指の消毒を行った。	<input type="checkbox"/>
9	利用した部屋の清拭消毒を行った。	<input type="checkbox"/>
10	利用の際に出たゴミは全て持ち帰った。	<input type="checkbox"/>
11	備品等の破損はしていない。	<input type="checkbox"/>
12	整理整頓し、使用した部分の清掃を行った。	<input type="checkbox"/>